

令和 7 年度版

議 会 要 覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



—村章—

東の「ひ」と成瀬の「成」を組み合わせ図案化し、
村民の融和と力強い村勢の発展を表徴している。

秋田県 東成瀬村議会

―目次―

◇東成瀬村の概要◇

東成瀬村村民憲章	1
プロフィール	1
1. 位置と地勢	2
2. 村の沿革	2
3. 人口と面積	3
4. 産業	4
5. 交通	4
6. 執行機関	5
7. 行政機構	6
8. 財政状況	7

◆議会の概要◆

1. 議会の組織と構成	
(1) 組織図	8
(2) 議員数	8
(3) 任期	8
(4) 職業別内訳	8
(5) 年齢別・当選回数別内訳	9
(6) 常任委員会	9
(7) 議会運営委員会	9
(8) その他の委員会	9
(9) 委員会所属の取り決め事項	10
(10) 議会事務局	10
(11) 報酬月額及び費用弁償	11
2. 議会運営	
(1) 一般質問	11
(2) 緊急質問	11
(3) 議事日程と会期	11
(4) 請願・陳情	11
(5) 議案	11
(6) 会議録	11
(7) 本会議の中継	11
(8) 議会広報	11
3. 議会の予算	12
4. 議会活動の状況	
(1) 本会議の開催状況	13
(2) 議決結果集計表	13
(3) 議決結果の内訳	14
(4) 委員会・協議会の開催状況	14
(5) 請願・陳情の処理件数	15
(6) 請願・陳情の委員会別付託内訳	15
(7) 議員研修・視察の状況	15
(8) 議会広報の発行状況	15
5. 議員名簿	16
6. 常任委員会等の構成	16
7. 資料編	17

◇東成瀬村の概要◇

－東成瀬村村民憲章－

わたしたちは、先人が築いた東成瀬村に誇りを持ち、さらに発展することを願い、この憲章をさだめます。

- － 自然を守り、緑ゆたかな村をつくります。
- － 健康で働き活力ゆたかな村をつくります。
- － 福祉の心でふれあいゆたかな村をつくります。
- － 共に学び文化ゆたかな村をつくります。
- － スポーツを愛し心ゆたかな村をつくります。

(平成元年 8 月 27 日制定)

－プロフィール－

東成瀬村（ひがしなるせむら）

村制施行 明治 22 年（1889 年）4 月 1 日

団体コード：05460-0

所在地：〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1

隣接自治体：湯沢市・横手市（秋田県）、栗原市（宮城県）

一関市・奥州市・西和賀町（岩手県）

広域圏：湯沢雄勝広域市町村圏

地域指定：山村振興、過疎、辺地、特別豪雪、市町村圏、特定農山村

拠点都市（雄物川流域）

加盟：日本で最も美しい村連合（平成 21 年 10 月 6 日）

平和市長会議（平成 21 年 12 月 1 日）

村の木：スギ（杉）

村の花：やまゆり（山百合）

村の鳥：やまどり（山鳥）

村の虫：ホタル（蛍）

村の魚：イワナ（岩魚）

村の記念日：5 月 10 日

キャッチフレーズ：さわやかなるせ 仙人の郷

マスコットキャラクター：仙人（上）

ゆるキャラ：なるせんくん（下）



1. 位置と地勢



秋田県庁から約 100km 離れた東南端に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県に、南は宮城県に接し、東西に 17km 南北に 30km と細長い地形をなし、総面積 203.69 k m²のうち山林原野が 93%、このうち国有林がほぼ半分を占めている。

経緯度は東経 140 度 37～48 分、北緯 38 度 57 分～39 度 12 分で、標高は最低で 160m（田子内橋）、最高 1,424m の秣岳（まぐさだけ）となっている。気候は概して冷涼で、積雪は 2m、多いときは 3～4m に達し、積雪期間は 5 ヶ月にもおよぶ

特別豪雪地帯である。行政区は、田子内、岩井川、椿川の 3 地区に分かれ、村の中央部を成瀬川が縦断し、これに沿って大小 21 の集落が点在している。

2. 村の沿革

宝亀年間に「酢川越」の要路ができ、また陸奥の胆沢城と雄勝城を結ぶ唯一の連絡通路であった「手倉越」からも既にこのころ先祖が成瀬川沿いに居住していたとされる。発見された記録の中で最も古いものは、鎌倉時代のもので、これら文献によると、文保元年（1317 年）奥州栗原郡金成村より菅原家の祖、左太夫が土着し手倉川原村を開いたとされる。このころ秋田地方は、秋田氏、橘氏、小野寺氏、由利氏がおさめていたが、東成瀬村は小野寺氏の所領であった。しかし、元和元年（1615 年）に一国一城制となつてからは、佐竹氏の所領となり、田子内村、岩井川村、手倉川原村、椿川村、桧山台村にわかれていた。また、雄勝郡を 7 郷に分けて親郷を設け、当時の親郷は狙半内（現横手市増田町）で、田子内はその支郷であった。村は、それまで平鹿郡の管下にあったが、寛文 5 年（1665 年）、雄勝郡に編入され、この時から田子内が親郷となった。

明治 4 年（1871 年）の廃藩置県により、秋田県となり、これまでの親郷、肝いりの制度が廃止され、新たに戸長制度がしかれ、当時の戸長は、荻の袋（現横手市増田町）に置かれた。明治 9 年 11 月（1876 年）手倉川原村、椿台村、桧山台村が合併し、椿川村となった。明治 11 年 7 月（1878 年）、戸長事務所が「役場」と改称され、同 16 年（1883 年）椿川村、岩井川村が連合し、役場を岩井川に、さらに翌 17 年（1884 年）湯ノ沢、吉野（現横手市増田町）が田子内役場の管轄から分離した。

明治 21 年 4 月 17 日（1888 年）の町村制の発布に伴い、同 22 年 4 月 1 日（1889 年）、田子内村・岩井川村・椿川村が合併し、東成瀬村として村制が施行された。

初代の村長は、平良の部落長をつとめた平良直松氏であり、県知事の許可を得た 5 月 10 日に村長に就任した。

平成の大合併では、自立するための「まちづくり計画」を策定し、村民をはじめ議会や秋田県に提示し、理解を得られたため、平成 15 年 12 月に単独立村を選択し現在に至っている。

3. 人口と面積

明治9年の記録では、戸数の合計528軒（うち、農業戸数399軒）、人口3,001人であった。

その後の戸数と人口の変遷は大正12年（1923年）には697軒・4,596人、昭和8年（1933年）では750軒・5,222人であり、戦前は増加していた。

昭和22年（1947年）の6,220人をピークに年々減少し、平成20年（2008年）3月末現在で3,000人となり、ピーク時の48%まで落ち込んだ。昭和45年（1970年）には過疎地域に指定されている。

（令和7年4月1日現在）

人口	総数	2,289 人
	男	1,193 人
	女	1,096 人
世帯数		1,009 世帯
人口密度		11.2 人/㎢
面積		203.69 ㎢

○人口の推移（国勢調査）

年次	人口（人）			世帯数
	男	女	計	
昭和 22年	3,138	3,082	6,220	880
25年	2,991	3,054	6,045	920
30年	2,894	3,134	6,028	942
35年	2,796	3,003	5,799	1,000
40年	2,449	2,651	5,100	995
45年	2,193	2,353	4,546	999
50年	1,987	2,145	4,132	968
55年	1,941	2,070	4,011	938
60年	1,820	1,998	3,818	940
平成 2年	1,787	1,947	3,734	913
7年	1,732	1,836	3,568	885
12年	1,634	1,756	3,390	880
17年	1,516	1,664	3,180	874
22年	1,380	1,492	2,872	875
27年	1,239	1,371	2,610	809
令和 2年	1,491	1,216	2,707	1,158

○人口の推移（4月1日現在、過去5年間）

年次	人口（人）			増減	世帯数
	男	女	計		
令和 2年	1,235	1,271	2,506	14	924
3年	1,237	1,246	2,483	▲ 23	950
4年	1,208	1,196	2,404	▲ 79	936
5年	1,205	1,165	2,370	▲ 34	964
6年	1,257	1,132	2,389	▲ 19	1,049

○村の高齢化率（令和6年7月1日現在）

男 28.1 % 女 52.2 % 計 38.2 % 県内 25 市町村中 22 位

※ 令和6年8月28日 県健康福祉部 長寿社会課 発表

4. 産業

村の産業は、長らく稲作を中心に行なわれてきた。米の価格下落や国の生産調整は続き、減反・転作を余儀なくされ、野菜や肉用牛など生産性の高い戦略作物を軸に付加価値の高い農業を目指すこととなった。経営面積の零細化と労働力不足により、規模拡大が進まず、平成 19 年から集落営農が行なわれるようになり、安定した農業経営を図る取り組みが増え、平成 23 年からは農業経営の法人化が見られるようになった。家族経営では難しかった農業の効率化が可能となった。

○就業人口（令和 2 年 10 月 1 日国調）

第 1 次産業	151 人（ 9.6%）	
第 2 次産業	750 人（47.8%）	
第 3 次産業	668 人（42.6%）	合計 1,569 人

○農林業（令和 2 年 2 月 1 日農林業センサス）

総農家数	271 戸	
販売農家数	143 戸	
耕地面積	281ha（田 254ha、畑 26ha、樹園地 1ha）	※販売農家
林野面積	17,173ha（国有林 8,145 ha、公有地 1,708 ha、独立行政法人等 373ha、私有地 6,947 ha）	

※表示未満合算

○工業（令和 3 年 6 月 1 日経済センサス）

事業所数	7（従業員 4 人以上）
従業者数	67 人
製造品出荷額等	15 億 5,086 万円

○商業（令和 3 年 6 月 1 日経済センサス）

商店数	17 店
従業員数	55 人
商品販売額	11 億 3,000 万円

5. 交通

村内を 2 本の国道が縦断しており、342 号線は栗駒国定公園の須川温泉を経て、岩手県一関市から宮城県登米市に通じ、397 号線は一部村内で 342 号線と重複しながら、岩手県奥州市を経て、大船渡市に通じている。

両線とも東北自動車道へ直結する国道ではあるが、冬期間の県境往来は不通となるため、観光や経済交流の面からも通年通行が望まれている。

6. 執行機関

(1) 執行部（令和7年4月1日現在）

職 名	氏 名	性別	生年月日	年齢	就任年月日	期数	任期満了
村 長	びぜん ひろかず	男	S36.4.14	63歳	R4.6.1	1	R8.5.31
	備 前 博 和						
副村長	たにふじ のぼる	男	S36.2.10	64歳	R4.8.1	1	R8.7.31
	谷 藤 登						
教育長	おおぬま かずよし	男	S40.4.2	59歳	R5.4.1	1	R8.3.31
	大 沼 一 義						

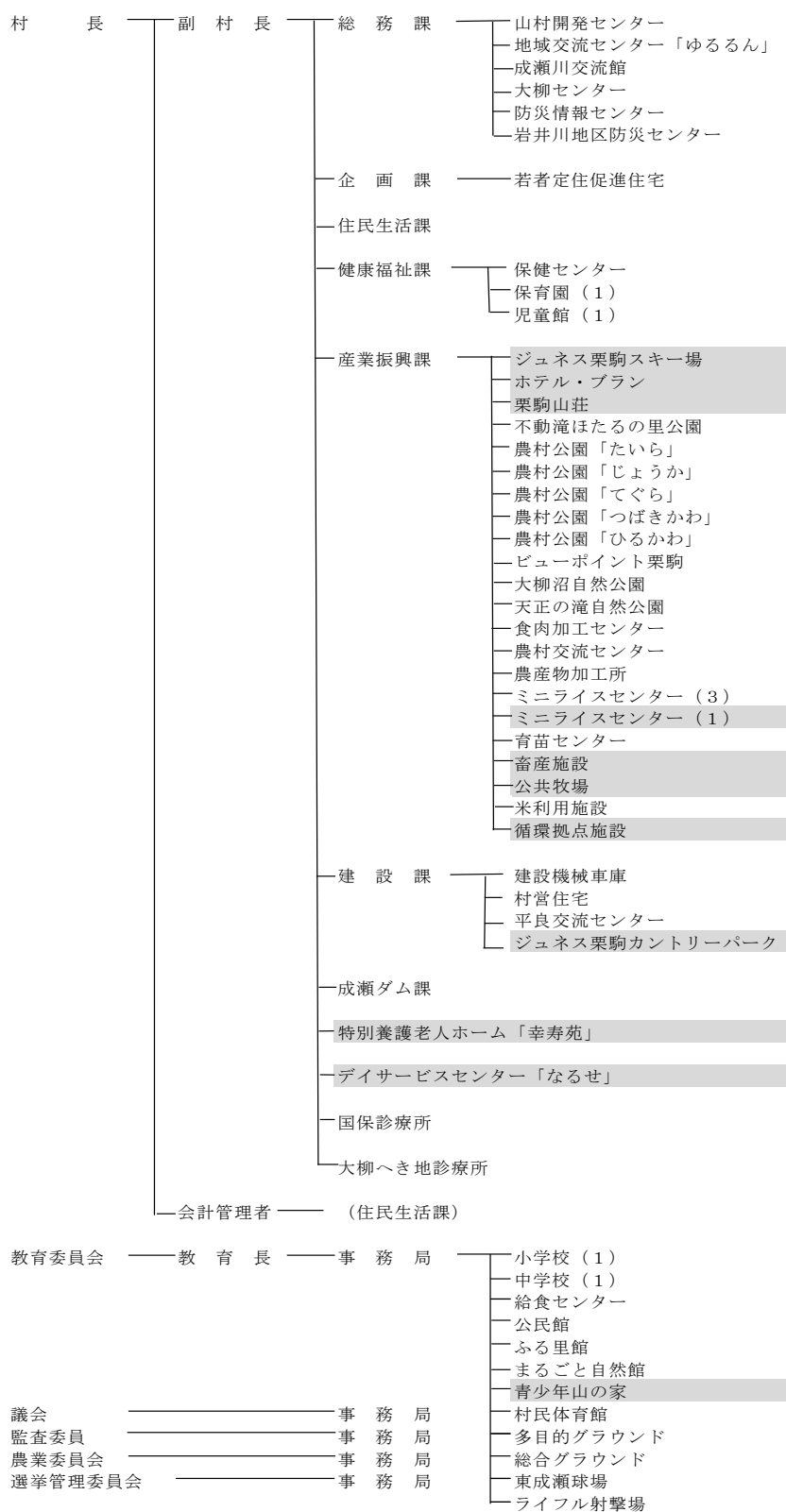
(2) 職員数（令和7年4月1日現在）

事務部局	条例定数(人) (A)	現職員数(人)		(B)-(A)
		専任 (B)	兼任(務)	
村長	43	31	1	▲ 12
教育委員会	10	6	0	▲ 4
議会	2	1	0	▲ 1
選挙管理委員会	0	0	1	0
監査委員	0	0	1	0
公平委員会 ※1				
農業委員会	2	1	0	▲ 1
消防 ※2				
公営企業事務部局	2	2	0	0
計	59	41	3	▲ 18

※1 秋田県公平委員会へ事務委託

※2 湯沢雄勝広域市町村圏組合

7. 行政機構（令和7年4月1日現在）



は指定管理施設

8. 財政状況

○令和7年度一般会計予算

(歳入)

款	金額 (千円)
1 村税	215,518
2 地方譲与税	44,059
3 利子割交付金	117
4 配当割交付金	578
5 株式等譲渡所得割交付金	877
6 法人事業税交付金	4,271
7 地方消費税交付金	73,524
8 環境性能割交付金	2,444
9 地方特例交付金	833
10 地方交付税	2,380,000
11 交通安全対策特別交付金	300
12 分担金及び負担金	680
13 使用料及び手数料	23,933
14 国庫支出金	220,129
15 県支出金	223,414
16 財産収入	24,234
17 寄附金	50,001
18 繰入金	397,905
19 繰越金	20,000
20 諸収入	253,683
21 村債	230,500
歳入合計	4,167,000

○令和7年度特別会計予算

名称	金額 (千円)
1 国民健康保険(事業勘定)	205,972
2 国民健康保険(直営診療施設勘定)	115,552
3 後期高齢者医療	34,096
4 介護保険	374,761
合計	730,381

○令和7年度公営企業会計予算

名称	金額 (千円)
1 簡易水道事業	184,695
2 下水道事業	94,136
合計	278,831

(歳出)

款	金額 (千円)
1 議会費	62,675
2 総務費	1,434,168
3 民生費	482,315
4 衛生費	390,983
5 労働費	5,613
6 農林水産業費	223,576
7 商工費	164,173
8 土木費	342,184
9 消防費	160,700
10 教育費	323,649
11 災害復旧費	4,877
12 公債費	486,786
13 諸支出金	75,301
14 予備費	10,000
歳出合計	4,167,000

※一般＋特別会計＋公営企業会計
=51億7,621万2千円

○主要財政指標 (5年度普通会計決算)

経常収支比率 ---- 88.1%

財政力指数 ----- 0.12%

実質公債費比率 -- 13.7%

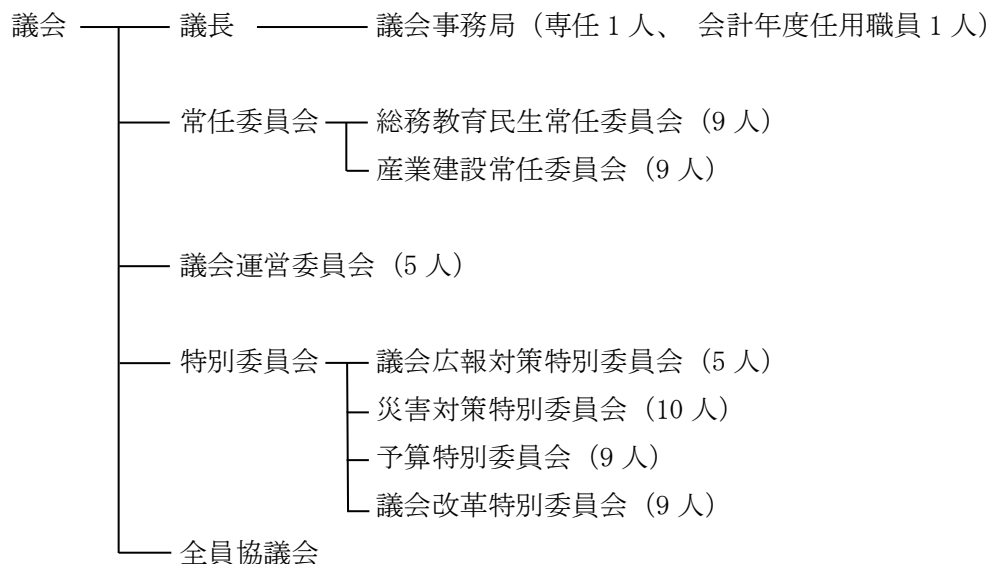
基金残高 ----- 18億1千6百万円

地方債現在高 ---- 34億8百万円

◆議会の概要◆

1. 議会の組織と構成

(1) 組織図



(2) 議員数

旧法定数	条例定数 (H14. 9. 27)	現員	欠員	党派		
				日本共産党	公明党	無所属
14人	10人	10人	0人	1人	1人	8人

(3) 任期

令和 5 年 4 月 30 日～令和 9 年 4 月 29 日

議長、副議長、常任委員会委員 4 年

(4) 職業別内訳

農林業	会社役員	会社員	議員	旅館業	計
6 人	1 人	1 人	1 人	1 人	10 人

(5) 年齢別・当選回数別内訳（令和7年4月1日現在）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
1期			1人	2人	2人		5人
2期					1人		1人
3期				1人	1人	1人	3人
4期							
5期							
6期							
7期						1人	1人
8期							
9期							
10期							
計			1人	3人	4人	2人	10人

※最年長歳 75歳 最年少歳 44歳 平均年齢 62.2歳

(6) 常任委員会

条例制定 平成3年3月18日

設置数 2

任期 4年

定数 総務教育民生常任委員会 10人 産業建設常任委員会 10人

※議長は令和5年5月1日（初議会）で両常任委員を辞任。

(7) 議会運営委員会

条例制定 平成3年3月18日

任期 4年

定数 5人

※議長は委員会に出席する。

(8) その他の委員会

○議会広報対策特別委員会（令和5年5月1日設置、満了まで、5人）

○災害対策特別委員会（令和5年5月1日設置、満了まで、全議員10人）

○予算特別委員会（令和5年5月1日設置、満了まで、議長を除き9人）

○決算特別委員会（9月定例会議、議長・議会選出監査委員を除く全議員8人）

○議会改革特別委員会（令和6年9月20日設置、満了まで、議長を除き9人）

(9) 委員会所属の取り決め事項

- 議長は、常任委員会に属さない。
- 副議長は、議会運営委員会及び議会広報対策特別委員会に所属する。
- 副議長は、予算特別委員会の委員長となる。
- 総務教育民生常任委員長は、予算特別委員会の副委員長となる。
- 議長は、災害対策特別委員会の委員長となる。
- 副議長は、災害対策特別委員会の副委員長となる。

(10) 議会事務局

条例制定 昭和 43 年 3 月 22 日

定数 2 人

専任職員	兼任職員	会計年度任用職員	計
1人		1人	2人

(11) 報酬月額及び費用弁償

○報酬月額（議員：平成 21 年 12 月 1 日適用）

職名	金額	対村長	職名	金額
議 長	255,000円	34.9%	村 長	730,000円
副議長	221,000円	30.3%	副村長	560,000円
議 員	211,000円	28.9%	教育長	513,000円

○期末手当

支給率 6 月 (170.0/100) 12 月 (170.0/100) 加算率 15%

○費用弁償

・本会議、各委員会、全員協議会 1,000 円

・研修会等 日 当：県内なし 県外 2,600 円

宿泊料：甲地方 13,100 円 乙地方 11,800 円

※ 甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、奈良市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市（令和 7 年 4 月 1 日現在）

交通費：一般職の職員に支給する旅費の例による。

※委員会などの視察は上記の例によるが原則として日帰りとしている。

2. 議会運営

(1) 一般質問

- ・ 質問席から対面方式。
- ・ 一問一答方式は採用していない。
- ・ 定例会において、議長の定める期限まで通告する。
- ・ 質問者数の制限はない。
- ・ 行う順番は、通告の受付順としている。
- ・ 時間の制限はない。
- ・ 1 回目は質問席から、2 回目以降は自席から行う。
- ・ 再質問は 2 回まで。

(2) 緊急質問

- ・ 原則として予め文書で議長に申し出、可否は議会運営委員会で協議する。

(3) 議事日程と会期

- ・ 議会運営委員会で協議し、議会に諮って決定する。
- ・ 通年議会を施行（平成 26 年 1 月 1 日）

(4) 請願・陳情

- ・ 随時受付。本会議の開閉を問わない。
- ・ 本会議で写しを配布。
- ・ 常任委員会に付託して審議。
- ・ 意見書は、常任委員会で起草し、議員発議となっている。

(5) 議案

- ・ 事前配布（当局との申し合わせにより議会運営委員会開会の 3 日前）

(6) 会議録

- ・ 録音による全文記録。自前で調製。

(7) 本会議の中継

- ・ 本会議を庁舎内に音声のみ放送している。

(8) 議会広報

- ・ 定例会ごとに年 4 回発行。改選直後に臨時号を発行。

3. 議会の予算

(単位：千円)

節	7年度	6年度	比較
1 報酬	25,968	25,968	0
2 給料	7,161	6,712	449
3 議員手当	8,462	8,088	374
3 職員手当	3,077	2,861	216
4 議員共済費	7,534	7,534	0
4 職員共済費	2,390	1,844	546
7 報償費	20	20	0
8 費用弁償（議員）	3,635	3,567	68
8 普通旅費（職員）	384	393	▲ 9
9 交際費	350	350	0
10 需用費	2,094	2,413	▲ 319
11 役務費	59	59	0
13 使用料及び賃借料	792	624	168
17 備品購入費	240	0	240
18 負担金	509	509	0
議会費計	62,675	60,942	1,733
一般会計歳出総額	4,167,000	4,065,000	102,000
対一般会計歳出総額（構成比）	1.50%	1.50%	

4. 議会活動の状況（令和6年1月1日～同12月31日）

（1）本会議の開催状況

回	区分	会期			本会議 日数	休会 日数	一般質問	傍聴者数
		開会月日	閉会日	日数				
1	1月招集会議	1月4日	1月4日	1日	1日	0日		1人
2	1月臨時会議	1月18日	1月18日	1日	1日	0日		
3	3月定例会議	3月4日	3月21日	18日	3日	8日	4人	4人
4	3月臨時会議	3月26日	3月26日	1日	1日	0日		
5	4月臨時会議	4月30日	4月30日	1日	1日	0日		
6	6月定例会議	6月3日	6月19日	17日	3日	9日	5人	7人
7	9月定例会議	9月3日	9月20日	18日	3日	7日	6人	2人
8	12月定例会議	12月5日	12月20日	16日	3日	8日	5人	7人
計				73日	16日	32日	20人	21人

（2）議決結果集計

回	区分	提出 件数	審議結果						報告
			原案可決	修正可決	認定	承認	同意	否決	
1	1月招集会議								
2	1月臨時会議	1	1						
3	3月定例会議	39	38				1		
4	3月臨時会議	1	1						
5	4月臨時会議	3	1						2
6	6月定例会議	14	10						4
7	9月定例会議	30	17		7		1		5
8	12月定例会議	20	19						1
計		108	87	0	7	0	2	0	12

(3) 議決結果の内訳

区分		村長提出								議員提出					合計
		条例	予算	決算	人事	契約	承認	その他	計	条例	意見書	決議	その他	計	
定例会議	3月	17	15		1			3	36		3			3	39
	6月	2	8			1			11		1	1	1	3	14
	9月	3	8	7	1	2		5	26		1	2	1	4	30
	12月	2	8			2		1	13	1	6			7	20
臨時会議	1月								0						0
	1月		1						1						1
	3月		1						1						1
	4月		2			1			3						3
計		24	43	7	2	6		9	91	1	11		2	17	108

(4) 委員会・協議会の開催状況

区分	会議回数	付託件数			
		議案等	請願	陳情	計
議会運営委員会	12				0
総務教育民生常任委員会	7			12	12
産業建設常任委員会	3			1	1
予算特別委員会	5	34			34
決算特別委員会	2	7			7
災害対策特別委員会	1				0
広報対策特別委員会	13	7			7
議会改革特別委員会	2				0
議会全員協議会	17				0
計	62	41		13	54

(5) 請願・陳情の処理件数

区分	受理 件数	左のうち					
		採択	趣旨 採択	一部 採択	不採択	継続 審査	審査 未了
請願							
陳情	13	12				1	
計	13	12				1	

(6) 請願・陳情の委員会別付託内訳

区分	付託件数		左のうち					
			採択	趣旨 採択	一部 採択	不採択	継続 審査	審査 未了
総務教育民生	請願							
	陳情	12	11				1	
産業建設	請願							
	陳情	1	1					
合計		13	12				1	

(7) 議員研修・視察の状況

- 秋田県町村議会議員研修会 令和6年7月19日 秋田市
- 秋田県町村議会広報研修会 令和6年7月19日 秋田市
- 議会全員協議会 オンライン研修（一般質問のしかた） 令和6年1月16日
- 議会活性化協議会 オンライン研修（決算審議の基礎） 令和6年8月1日
- 常任委員会合同県外視察
令和6年7月10日～7月12日 福岡県那珂川市・佐賀県杵島郡大町町
（五ヶ山ダム周辺整備について）（移住・定住支援について）

(8) 議会広報の発行状況（令和6年発行）

216号 令和6年 1月22日
 217号 令和6年 4月22日
 218号 令和6年 7月22日
 219号 令和6年 10月21日 計4回発行

※ 議会だより 創刊 昭和47年7月25日

5. 議員名簿（令和7年4月1日現在）

議席 番号	役職	氏名	性別	生年月日	年齢	当選 回数	在職 年数	現住所
1	副議長	佐々木 悦 男	男	S32. 4. 23	67歳	3	10	岩井川字 東村88
2	広域議会議員	高 橋 登志明	男	S36. 12. 25	63歳	1	2	岩井川字 野尻8-76
3		佐 藤 一 人	男	S55. 1. 26	45歳	1	2	田子内字 平良20
4	議会運営 委員長	伊勢谷 勝 美	男	S30. 8. 2	69歳	2	6	田子内字 下田104
5		鈴 木 実	男	S49. 2. 17	51歳	1	2	椿川字 真戸30-1
6	産業建設 常任委員長	高 橋 健	男	S24. 11. 4	75歳	7	26	椿川字 堤30-1
7	総務教育民生 常任委員長	高 橋 清 一	男	S26. 12. 16	73歳	3	7	田子内字 田子内148
8	議会広報対策 特別委員長	杉 山 彰	男	S40. 12. 4	59歳	1	2	椿川字五里 台道上16
9	監査委員	佐 藤 仁	男	S35. 11. 1	64歳	1	2	岩井川字 東村207
10	議長	佐々木 修	男	S41. 8. 3	58歳	3	10	田子内字 滝ノ沢41

6. 常任委員会等の構成

総務教育民生常任委員会	
委員長	高 橋 清 一
副委員長	鈴 木 実
委員	佐々木 悦 男
委員	高 橋 登志明
委員	佐 藤 一 人
委員	伊勢谷 勝 美
委員	高 橋 健
委員	杉 山 彰
委員	佐 藤 仁

産業建設常任委員会	
委員長	高 橋 健
副委員長	佐 藤 一 人
委員	佐々木 悦 男
委員	高 橋 登志明
委員	鈴 木 実
委員	伊勢谷 勝 美
委員	高 橋 清 一
委員	杉 山 彰
委員	佐 藤 仁

議会運営委員会	
委員長	伊勢谷 勝 美
副委員長	鈴 木 実
委員	佐々木 悦 男
委員	高 橋 健
委員	高 橋 清 一

議会広報対策特別委員会	
委員長	杉 山 彰
副委員長	高 橋 登志明
委員	佐々木 悦 男
委員	高 橋 清 一
委員	佐 藤 仁

災害対策特別委員会	
委員長	佐々木 修
副委員長	佐々木 悦 男

予算特別委員会	
委員長	佐々木 悦 男
副委員長	高 橋 清 一

7. 資料編

(1) 歴代議長

	氏名	就任年月日	退任年月日	在職期年数
初代	佐々木 實	S22. 5. 10	S26. 4. 29	1 期 (4年)
2 代	谷 藤 徳十郎	S26. 5. 10	S32. 2. 24	2 期 (6年)
3 代	佐々木 伊左エ門	S32. 2. 25	S34. 4. 29	1 期 (2年)
4 代	佐々木 與太郎	S34. 5. 18	S42. 4. 29	2 期 (8年)
5 代	佐々木 實	S42. 5. 17	S46. 4. 29	1 期 (4年)
6 代	伊 藤 誠 也	S46. 5. 6	H 3. 4. 29	5 期 (20年)
7 代	高 橋 東 美	H 3. 4. 30	H 7. 4. 29	1 期 (4年)
8 代	古 谷 正 久	H 7. 5. 1	H11. 4. 29	1 期 (4年)
9 代	佐 藤 正次郎	H11. 5. 6	H15. 4. 29	1 期 (4年)
10代	富 田 義 行	H15. 5. 1	R5. 4. 29	5 期 (20年)
11代	佐々木 修	R5. 5. 1	(現在任中)	

(2) 歴代副議長

	氏名	就任年月日	退任年月日	在職期年数
初代	佐々木 伊左エ門	S26. 5. 10	S32. 2. 25	2 期 (6年)
2 代	佐々木 實	S32. 2. 25	S42. 4. 29	3 期 (10年)
3 代	佐々木 忠 治	S42. 5. 17	S46. 4. 29	1 期 (4年)
4 代	佐々木 朝 松	S46. 5. 1	S51. 8. 11	2 期 (6年)
5 代	鈴 木 健 吉	S51. 8. 12	S54. 4. 29	1 期 (3年)
6 代	佐々木 二 郎	S54. 5. 4	S58. 4. 29	1 期 (4年)
7 代	高 橋 東 美	S58. 4. 30	H 3. 4. 29	2 期 (8年)
8 代	古 谷 正 久	H 3. 4. 30	H 7. 4. 29	1 期 (4年)
9 代	柳 邦 夫	H 7. 5. 1	H11. 4. 29	1 期 (4年)
10代	佐 藤 辰 雄	H11. 5. 6	H15. 4. 29	1 期 (4年)
11代	佐々木 謙 吉	H15. 5. 1	R5. 4. 29	5 期 (20年)
12代	佐々木 悦 男	R5. 5. 1	(現在任中)	

東成瀬村議会事務局

〒019-0801

秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1

電話番号 (0182)47-3411 FAX (0182)47-3117

e-mail gikai@vill.higashinaruse.akita.jp